

一般社団法人日本消化器内視鏡学会
医学研究の利益相反(COI)に関する細則

日本消化器内視鏡学会では、すべての医学研究に係る産学連携活動において、個人が深く関与することに関連して生じる利益相反（conflict of interest：COI）状態を組織として適切に管理する必要性から、本学会における「医学研究の利益相反に関する指針」を策定した。本指針においては、本学会の会員などに対して研究者個人だけでなく研究機関自体の利益相反（以下 COI）についての基本的な考えを示し、本学会事業に参加し発表する場合、自らの第三者組織／団体との緊密な関わり合い／諸活動／COI 状態を自己申告によって開示することを求めている。

その趣旨により、医学研究の過程と成果が公正であるべき責務と本学会活動の倫理的透明性と信頼性を高める目的で、本指針を実際に運用するにあたり必要な細則を次のとおり定めるものとする。

第 1 条（本学会講演会などにおける COI 事項の申告）

第 1 項

会員又は非会員の別を問わず発表者の全員（発表者の全員の配偶者、一親等の親族又は収入・財産を共有する者を含む。）は、本学会が主催する講演会（年次総会、講演会又はセミナー）又は支部主催学術講演会（支部例会又はセミナー）などで医学研究に関する発表・講演を行う場合、今回の演題発表に際して、医学研究に関連する「組織／団体（entity）」との経済的な関係について、抄録登録時の前年度から過去 3 年間の COI 状態の有無について、様式 1 により自己申告しなければならない。

筆頭発表者は共同演者も含めて、発表スライドの最初又は演題及び発表者などを紹介するスライドの次に、COI の申告がある場合は様式 1-A により、COI の申告がない場合には様式 1-B により開示するものとする。また、ポスターセッションの場合は、所定の様式 1-C によりポスターの最後に開示するものとする。

また、企業や営利団体が主催・共催するランチョンセミナー、イブニングセミナーあるいは研究会や講演会においては、座長／司会者も講演者と同様なスライドを用いた方式にて、関連する企業・団体の名称を聴講者に開示し、企業名を読み上げなければならない。なお、開示する企業数が多い場合には、別のプロジェクターでスライド映写にて開示するなど適切に対応しなければならない。

第 2 項

医学系研究に関連する「組織／団体（entity）」とは、医学系研究に関し、次のような関係をもった行政機関、財団、企業スポンサー、学術研究機関などとする。

- (1) 医学系研究を依頼し、または、共同で行った関係（有償無償を問わない。）
- (2) 医学系研究において評価される療法、薬剤など、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係

- (3) 医学系研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- (4) 医学系研究について研究助成・寄付などを行っている関係
- (5) 医学系研究において未承認の医薬品又は医療器機などを提供している関係
- (6) 寄付講座などの資金源となっている関係

第3項

発表演題に関連する「医学系研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される基礎的並びに臨床的研究であって、倫理審査の対象となる医学系研究をいう。人間を対象とする医学系研究には、個人を特定できる人間由来の試料及び個人を特定できるデータの研究を含むものとし、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(2021年3月)に定めるところによるものとする。

第2条 (COI 自己申告の項目と開示基準)

COI 自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- (1) 医学系研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下、企業・組織や団体という)役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席(発表、助言など)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業、法人又は団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄付金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野又は研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。但し、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上のものを記載する。

(9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

但し、開示基準(1)「企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職」とは、研究機関に所属する研究者が特定企業の役員、顧問職に就任し、契約により定期的にかつ継続的に従事し報酬を受け取る場合を意味しており、相手企業からの依頼により単回でのアドバイスなどの提供は開示基準(4)「企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表、助言)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演などの報酬」として申告すること。さらに、(6)、(7)については、すべての申告者は所属する部局(講座、分野)あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。なお、企業などから提供される研究費・寄附金に係る判断基準額については、申告者が実質的に用途を決定し得る金額を申告すると明確に示した。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については所定の様式に従う。

組織COIとして、申告者が所属する研究機関そのもの、或いは所属研究機関・部門(大学、病院、学部またはセンターなど)の長と過去に共同研究者、分担研究者の関係、或いは現在そのような関係にある場合、申告者が関わる本学会事業活動に影響を及ぼす可能性が想定されれば、以下の事項で所定の様式(様式3-C)に従ってCOI申告するものとする。なお、自己申告に必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

(1) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金の総額が年間1,000万円以上のものを記載する。

(2) 企業・組織や団体が提供する寄附金については、1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する所属機関・部門そのもの或いは所属機関・部門の長に対して、実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間200万円以上のものを記載する。

(3) その他として、申告者所属の研究機関、部門あるいはそれらの長(過去3年以内に共同研究、分担研究の関係)が保有する株式(全株式の5%以上)、特許使用料、あるいはベンチャー企業への投資などがあれば、組織COIとして記載する。

第3条(本学会機関誌、診療ガイドライン、治療指針等作成などにおける届出事項の公表)

第1項

本学会の機関誌(英文雑誌又は和文雑誌)などで発表(総説又は原著論文など)を行う著者全員は、会員、非会員を問わず、発表内容が本細則第1条第2項に規定された第三者組織(企業・団体)とのすべての関わり合い/諸活動/COI状況を、投稿時点の前の年から過去3年間および出版受理時点までの期間を対象に、著者ごとに所定の様式(ICMJE Disclosure form 2021)(様式2A:欧文雑誌、様式2B:和文雑誌)を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。この記載内容は、論文末尾、Acknowledgments又はReferencesの前に掲載される。規定されたCOI状態がない場合は、「No Potential conflicts of interest were disclosed」などの文言が同部分に記載される。投稿時に明らか

にする COI 状態は、「医学研究の利益相反に関する指針」の第 4 条（医学系研究に関連する「組織／団体 (entity)」とは、医学系研究に関し次のような関係をもった行政機関、財団、企業スポンサー、学術研究機関などとする。）で定められたものを自己申告する。それぞれの開示すべき事項について自己申告が必要な金額は、第 2 条に従う。英文雑誌以外の本学会刊行物での発表もこれに準じる。

なお、英文雑誌の場合、海外研究者（非会員）からの論文投稿数が多く、国籍により産学連携の仕組みも異なることから、①自己申告する対象者の範囲、②申告項目、③申告のための評価法、④措置方法などは雑誌 COI 指針のなかに別途定めるものとする。

第 2 項

ガイドライン作成にかかわるすべての委員の COI 状態とともに、診療ガイドラインを策定する本学会の COI 状態も当該診療ガイドライン中に個別に開示しなければならない。また、本学会「医学研究の利益相反に関する指針」第 8 条 7 項表 3 に示す金額を超える各項目の基準額のいずれかを超過している委員については、審議には参加することは可能であるが、余人をもって替えがたい場合を除き議決権を持つべきではない。

しかし、策定委員が、議決権に関する金額区分を超過している場合でも、CPG を策定するうえで必要不可欠の人材であり、その判断と措置の公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、CPG 作成プロセスに参画させることができる。しかし、本学会の長の場合は、当該 CPG の推奨決定会議における最終決定権を持たせない等の措置を行い、策定（更新含む）CPG 文書の初めに利益相反開示とともに CQ 番号ごとの投票棄権者名を表 4 のように開示し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

策定（更新含む）する診療ガイドラインの内容に関連する学会自体が持つ組織 COI 状態については、所定様式（本学会「医学研究の利益相反に関する指針」第 8 条 7 項表 5）で公開しなければならない。すなわち、CPG 公表時、過去 3 年間に遡って本学会に資金（教育または研究支援金、寄附金、共同研究費など）提供を行った第三者組織・団体名とその内訳、対象となる事業活動名を記載し開示しなければならない。但し、学術集会開催に関連して企業共催のイベント事業（学術セミナー、展示会場等）にかかる本学会への企業支払額は申告対象としない。

COI 開示する場合、策定 CPG 内容に関連する策定参加者個人および所属の研究機関および学術団体の組織にかかる COI 状況を、所定の様式で CPG 文章内に開示しなければならない。しかし、開示内容が多い場合は本学会「医学研究の利益相反に関する指針」第 8 条 7 項表 2、表 3、表 4、表 5 を CPG 内には記載せず、本学会 web サイト内に開示したそれらを容易に閲覧可能な URL や QR コード（スマートフォン閲覧可能）を CPG 文章内に記載することで、代替することも可能である。

第 4 条（役員、委員長又は委員などの COI 申告書の提出）

第 1 項

本学会の役員（理事長、理事、監事）、評議員、学術集會会長（総会、学会セミナー、重点卒後教育セミナー、支部例会、支部セミナー、支部主催学術講演会、附置研究会）、各種

委員会のすべての委員長、および、特定委員会として総務委員会、財務委員会、倫理委員会、利益相反委員会、学術委員会、診療ガイドライン策定にかかわる委員会、和文誌編集委員会（査読委員含む）、英文誌編集委員会、DEN Open 編集委員会、薬事・社会保険委員会、受賞者選考委員会、役員選考委員会、医療安全委員会、に属するすべての委員及び特定委員会内のワーキンググループの委員、並びに学会の従業員は、「医学研究の利益相反に関する指針」の第4条の申告すべき事項について、就任時の前年度から1年ごとに過去3年間におけるCOI状態の有無を所定の様式3に従い、新就任時と、就任後は1年ごとに、COI自己申告書を理事会へ提出しなければならない。ただし、既にCOI自己申告書を届けている場合にはその必要はない。なお、COIの自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業、法人又は団体に関わるものに限定する。

第2項

様式3に記載するCOI状態については、「医学研究の利益相反に関する指針」の第4条（医学系研究に関連する「組織／団体（entity）」とは、医学系研究に関し次のような関係をもった行政機関、財団、企業スポンサー、学術研究機関などとする。）で定められたものを自己申告する。それぞれの開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条で規定された基準額とし、様式3により項目ごとに金額区分及び就任時の前年度から過去3年間分を記入し、その算出期間を明記する。ただし、役員などは、在任中に新たなCOI状態が発生した場合には、様式3により8週以内に報告する義務を負うものとする。

第5条（COI自己申告書の取り扱い）

第1項

学会発表のための抄録登録時又は本学会雑誌への論文投稿時に提出されるCOI自己申告書は、提出の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員任期を終了した者又は委員委嘱の撤回が確定した者に関するCOI情報の書類なども、最終の任期満了の日又は委員の委嘱撤回の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。2年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除又は廃棄する。ただし、削除又は廃棄することが適当でないとして理事が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者のCOI情報の削除又は廃棄を保留できるものとする。学術講演会会長（総会、学会セミナー、支部主催学術講演会、附置研究会）に関するCOI情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

第2項

本学会の理事又は関係役職者は、本細則に従い、提出された自己申告書をもとに、当該個人のCOI状態の有無又は程度を判断し、本学会としてその判断に従ったマネージメント又はその措置を講ずる場合、当該個人のCOI情報を随時利用できるものとする。ただし、その利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が

必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

第3項

COI情報は、第5条第2項の場合を除き、原則として非公開とする。COI情報は、学会の活動、委員会の活動（付属の常設小委員会などの活動を含む。）又は臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲で本学会の内外に開示又は公表することができる。ただし、当該問題を取り扱う特定の理事に委嘱して、利益相反委員会又は倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることを防げない。この場合、開示又は公開されるCOI情報の当事者は、理事会又は決定を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。ただし、開示又は公表について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、この限りではない。

第4項

非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求を含む。）があつた場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けてCOI委員会が個人情報の保護の下に適切に対応する。しかし、COI委員会で対応できないと判断された場合には、理事長が指名する本学会会員若干名及び外部委員1名以上により構成されるCOI調査委員会を設置し諮問する。COI調査委員会は、開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的速やかにその答申を行う。

第6条（利益相反委員会）

理事長が指名する本学会会員若干名及び外部委員1名以上により、利益相反（COI）委員会を構成し、委員長は、委員の互選により選出する。利益相反委員会委員は、知り得た会員のCOI情報についての守秘義務を負う。利益相反委員会委員会は、理事会又は倫理委員会と連携して、利益相反ポリシー及び本細則に定めるところにより、会員のCOI状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメント及び違反に対する対応を行う。委員に係るCOI事項の報告及びCOI情報の取り扱いについては、第5条の規定を準用する。

第7条（違反者に対する措置）

第1項

本学会の機関誌（欧文雑誌及び和文雑誌）などで発表を行う著者又は本学会講演会などの発表予定者によって提出されたCOI自己申告事項について、疑義又は社会的・道義的問題が発生した場合は、本学会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査及びヒアリングなどを行った上で、適切な措置を講ずる。深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は、倫理委員会に諮問し、その答申をもとに理事会で審議の上、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じるこ

とができる。また既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事長は、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本学会の定款に従い、会員資格などに対する措置を講ずる。

第 2 項

本学会の役員、各種委員会委員長、COI 自己申告が課せられている委員又はそれらの候補者について、就任前又は就任後に申告された COI 事項に問題があると指摘された場合には、利益相反委員会委員長は、文書をもって理事長に報告する。また理事長は、速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するか否かの決議をしなければならない。当該指摘が承認された場合は、役員及び役員候補者にあつては、直ちに退任し、また、その他の委員に対しては、当該委員及び委員候補者と協議の上、委嘱を撤回することができる。

第 8 条（不服の申立て）

第 1 項（不服申し立て請求）

第 7 条 1 項により、本学会事業での発表（学会機関誌又は学術講演会など）に対して違反措置の決定通知を受けた被措置者、第 7 条 2 項により退任する役員又は委員委嘱の撤回を受けた候補者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から 7 日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、委員長が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論及び反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、委員長に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

第 2 項（不服申し立て審査手続）

- (1) 不服申し立ての審査請求を受理した場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しなければならない。審査委員会は、理事長が指名する本学会会員若干名及び外部委員 1 名以上により構成され、委員長は、委員の互選により選出する。利益相反委員会の委員は、審査委員会の委員を兼ねることはできない。審査委員会は、審査請求書を受領してから 30 日以内に委員会を開催してその審査を行う。
- (2) 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理委員会委員長ならびに不服申し立て者から必要があるときは意見を聴取することができる。
- (3) 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回の委員会開催日から 1 ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。
- (4) 審査委員会の決定を以って最終とする。

第 9 条（細則の改正又は変更）

- (1)本細則は、社会的要因や産学連携に関する指針、法令の改正、整備ならびに医療及び研究をめぐる諸条件によって一部に変更が必要となることが予想される。利益相反委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て、変更することができる。
- (2) 本細則は、社会的要因又は産学連携に関する指針、法令の改正整備ならびに医療及び医学研究をめぐる諸条件に適合させるためには、内科系関連 16 学会の動向を踏まえて定期的に見直しを行い、改正することができる。

附 則

本細則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

一部改定：平成 25 年 10 月 1 日

一部改定：平成 27 年 4 月 21 日

一部改定：平成 27 年 9 月 17 日

一部改定：平成 29 年 6 月 27 日

一部改定：令和元年 7 月 3 日

一部改定：令和 2 年 5 月 22 日

一部改定：令和 2 年 9 月 23 日

一部改定：令和 3 年 4 月 12 日

一部改定：令和 6 年 6 月 26 日